



医療費の自己負担上限額が原則1割になる制度です



## てんかんのある人が利用できる 自立支援医療制度

監修

松浦 雅人先生 医療法人社団輔仁会 田崎病院 副院長／東京医科歯科大学 名誉教授





## 医療費のことが心配…

親が高齢になって…  
ひとりで自立していかなければ  
いけないけど、  
**治療費の支払いが**  
不安で…

子どもたちが高校、  
大学の進学をひかえているので、  
**治療費**もかなり負担になっています。  
このまま**治療が続けられるか**  
心配です。

**精神科デイケア**を  
利用したいけど、かなり**費用が**  
**かかりそう**なので  
ためらっています…

てんかんのお薬を変えてから、  
お薬代が高くなってしまって…  
このまま**続けるのが**  
**不安**です

てんかんのある人の医療費負担を  
軽減する福祉制度の1つとして  
**「自立支援医療制度」**  
が活用できます。

**て**んかんは発作をうまくコントロールできれば、普通の社会生活が可能です。しかし、多くの方は長期間にわたっててんかん治療薬を続けていく必要があります。長期にわたる医療費の負担は決して軽いものではありません。そのため、てんかんのある人がしっかりと通院治療を続け、自立した日常生活、社会生活を送れるよう医療費が軽減される制度です。  
(監修医コメント)

※てんかんは精神疾患ではありませんが、医療費の補助制度などの区分では、精神疾患の1つとして対応されています。診療科を問わず、主治医であれば診断書を作成できます。





# 自立支援医療制度はこんな制度

## ○だれが利用できるの？

- てんかんや精神疾患で通院治療を続けている方は誰でも利用できます。
- 現在、発作などの症状がなくても、再発予防のために通院治療を続ける必要があれば、対象となります。
- この制度を受けるためには、原則ご自身で申請することが必要です（代理人による申請も可能）。



## ○どのような医療費が対象になるの？

- 病院・診療所（クリニック）に通院しててんかんの診察などを受けたときの医療費（公的保険適用）が対象です。
- てんかん以外の病気（自立支援医療制度で認定されている病気は除きます）で通院する場合の医療費は対象になりません。

### [対象となる医療費]

- 外来診療
- 外来での検査・投薬
- 往診
- デイケア
- お薬代
- 訪問看護（介護保険部分は対象外）

など



### [対象とならない医療費]

- 入院したときにかかる医療費
- 公的医療保険が対象とならない治療、投薬
- てんかんと関係のない病気の医療費

など



## ○どのような病院や薬局でもいいの？

- 各都道府県により「指定自立支援医療機関」の指定を受けた病院、診療所（クリニック）、薬局、訪問看護ステーションが対象となります。申請の前に通院中の医療機関が指定を受けているかどうか必ず確認してください。
- 利用できる医療機関の病院・診療所（クリニック）や薬局は原則1カ所\*で、申請時に記載します。

\* ただし、普段通院しているクリニックとは別に、脳波検査は設備の整った病院でないと受けられないというような場合は、2カ所の病院・診療所（クリニック）を指定することができます。また、都道府県によっては薬局を複数指定できる場所もあります。くわしくは市区町村の窓口におたずねください。



## ○いつまで使えるの？

- 有効期間は1年間のため、毎年更新が必要です。
- 有効期間が終了するおおむね3カ月前から手続きができます。
- 有効期間内に更新手続きを行う場合、かつ治療方針に変更がない場合は、診断書の提出を2年に1度に省略することができます。





# 対象となる医療費の自己負担上限額

- 対象となる医療費の自己負担は原則1割になります。
- 制度の対象となる方の所得に応じて、1カ月あたりに支払う医療費の上限が決められており、それ以上支払う必要はありません。

自治体ごとに独自の補助を上乗せしていることもあります。例えば東京都では、低所得世帯に対して対象となる医療費の自己負担額を助成する制度があります(くわしくは市区町村の窓口におたずねください)。

例えば…

かかった医療費  
(1カ月)

**30,000円**



## ○世帯の所得と対象となる医療費の自己負担上限額

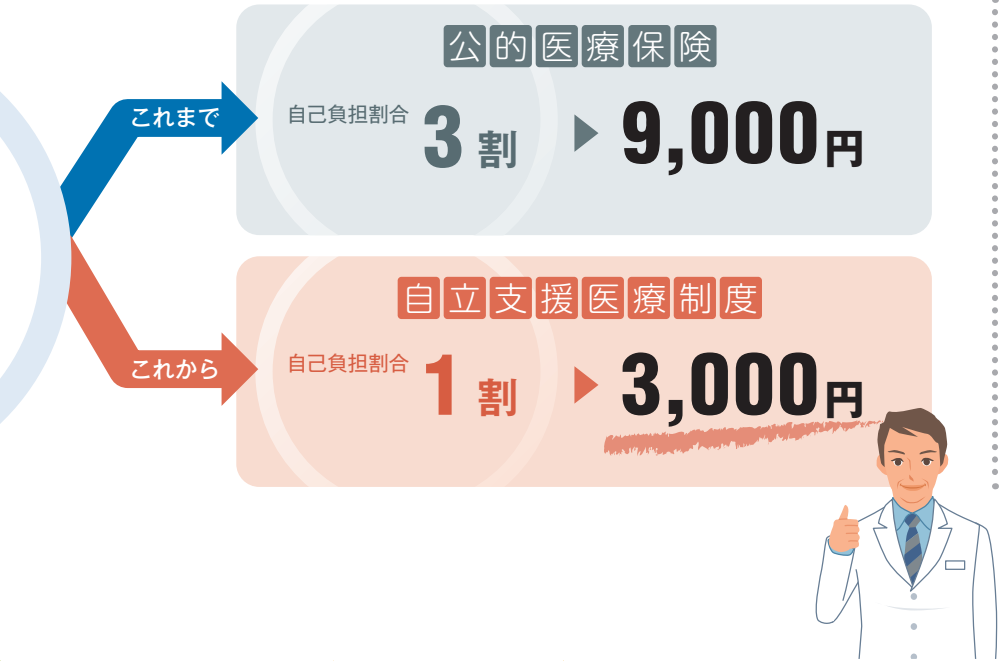
世帯の所得		
生活保護世帯		
市町村民税 非課税世帯	制度を受ける方の収入	80万円以下
		80万円超
市町村民税 課税世帯	市町村民税(所得割)*	3万3千円未満
		3万3千円以上23万5千円未満
		23万5千円以上**

\* 市町村民税は、税額が一定の「均等割」と所得に応じて課税される「所得割」に分けられています。市町村民税所得割額は、給与所得者は勤務先が配布する「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」に、個人事業者などご自身で住民税を支払っている方は市町村が発行する「市町村民税・県民税税額決定通知書」で確認できます。

\*\* 令和9年(2027年)3月31日までの経過的特例措置で、それ以降の取り扱いについては決められていません。



# は原則1割になります



負担割合	1カ月あたりの対象となる医療費の自己負担上限額	
負担なし	0円	
1割		2,500円
		5,000円
	医療保険の 負担上限額	5,000円
		10,000円
		20,000円



# 申請にあたって

## ○申請に必要なものは？

次に示す書類をそろえて、市区町村の窓口申請してください。

### 【事前に準備して持参するもの】

診断書 (精神通院)	申請日から3カ月以内に、主治医に書いてもらってください。 用紙は市区町村の窓口にあります(医療機関に置いてある場合もあります)。 診断書を書いてもらう前に「指定自立支援医療機関」であることを必ず確認してください。
世帯の所得が 確認できるもの	源泉徴収票、所得税課税証明書、住民税非課税証明書、生活保護証明書などです。 市区町村の窓口で受け取れるものもあるので相談してみてください。
健康保険証 (コピー可)	国民健康保険：家族全員の保険証 国民健康保険以外：受診者と被保険者(被用者本人)の保険証
マイナンバーが わかるもの	マイナンバー制度の施行にともない、申請書にマイナンバーの記入が必要な場合があります。その際にはマイナンバーカードや番号通知カードなど、番号がわかる書類を用意してください。
印鑑	申請書の記入に必要なとなります。

### 【窓口で記入するもの】

自立支援医療 (精神通院) 支給認定申請書	市区町村の窓口にあります(医療機関に置いてある場合もあります)。
-----------------------------	----------------------------------

番号通知カードを提示する場合に必要な書類

1 種類だけでよいもの (顔写真あり)	運転免許証、パスポート、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳、写真付き住民基本台帳カードなど
2 種類必要なもの (顔写真なし)	健康保険証、国民年金手帳、障害福祉サービス受給者証、住民基本台帳カード(写真なし) など



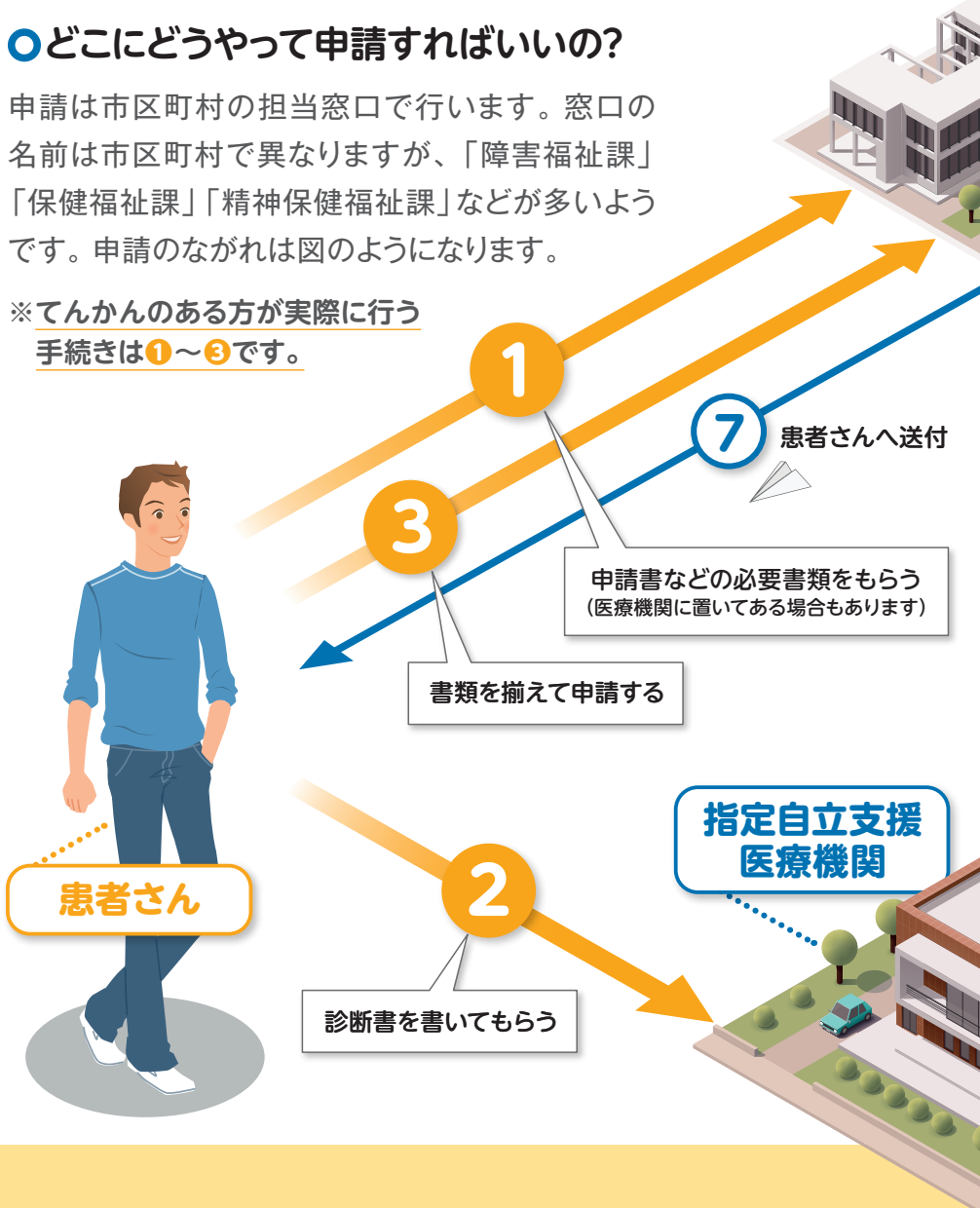


# 申請から受給者証交付までのながれ

## ○どこにどうやって申請すればいいの？

申請は市区町村の担当窓口で行います。窓口の名前は市区町村で異なりますが、「障害福祉課」「保健福祉課」「精神保健福祉課」などが多いようです。申請のながれは図のようになります。

※てんかんのある方が実際に行う  
手続きは①～③です。



市区町村の窓口

4 申請書類送付

精神保健福祉  
センター

6

- ・自立支援医療受給者証 の交付
- ・自己負担上限額管理票 (この2つが交付されます)

5 書類の審査・認定

### 有効期間と再認定

- 有効期間は1年間です。
- 有効期間が終了するおおむね3カ月前から更新の申請をすることができます。
- 有効期間内に更新手続きを行う場合、かつ治療方針に変更がない場合は、診断書の提出を2年に1度に省略することができます。



## 支給が認められたら

### ○医療機関にかかるときには

- 都道府県知事などから支給が認められると「自立支援医療受給者証(精神通院)」と「自己負担上限額管理票」が交付されます。
- 通院するときには、必ずこの2つを医療機関にお出してください。提示しない場合は制度の適用が受けられませんので気を付けましょう。

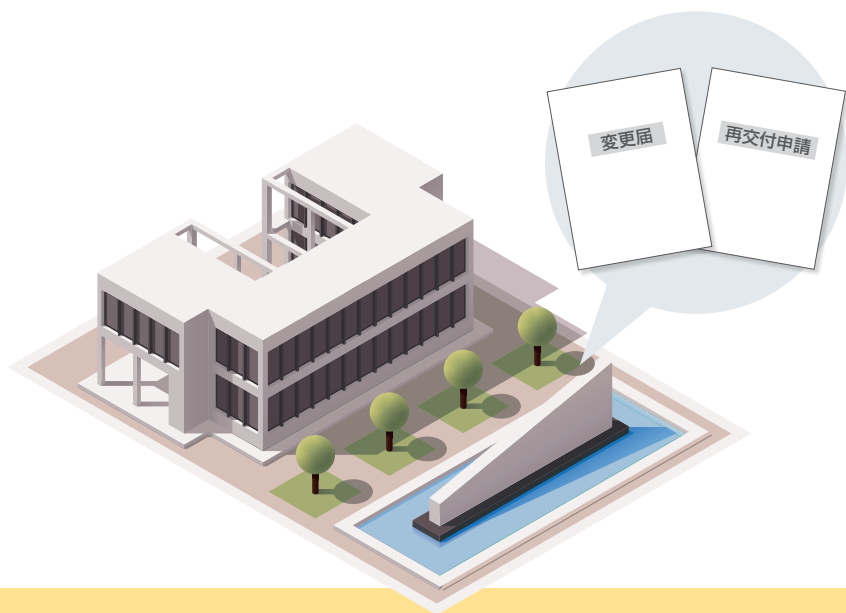
\* 都道府県によっては、自立支援医療受給者証と自己負担上限額管理票が一つになっているところもあります。



## ○変更や紛失の場合には

- 氏名、健康保険の種類など、受給者証に書かれている内容が変わる場合は「変更届」が必要です。
- 受給者証などをなくしてしまった場合は、「再交付申請」が必要になります。

このようなときは、市区町村の窓口で必ず手続きを行ってください。





## Q&A

### Q1 (この制度を利用すると、職場や学校に病気が知られませんか?)

個人情報を守られます。職場や学校などにてんかんのことや自立支援医療制度を利用していることが通知されるようなことはありません。

平成28年1月から、申請書にマイナンバーの記入が必要になりましたが、これについても保護されます。



### Q2 (住所や会社が変わったときはどのような手続きをすればいいの?)

受給者証の内容が変わった場合は届け出が必要です。都道府県内で住所が変わった場合は「変更届」を行ってください。住所が都道府県外に変わった場合は申請方法が異なりますので、市区町村の窓口にご相談ください。

会社が変わった場合、健康保険の種類などに変更があった場合は届け出が必要になりますので「変更届」の手続きをしてください。





### Q3 ( 申請した日より前の医療費も戻ってきますか? )

自立支援医療制度が対象になるのは申請した日からです。それ以前の医療費はさかのぼって請求できません。

### Q4 ( 年齢制限はありますか? )

ありません。お子さんでも利用できます。ただし、各自治体ごとの乳幼児・子ども医療費助成制度が利用できる場合もあります。また、65歳以上の方の場合、サービスによっては介護保険の適用が優先される場合があります。



## Q&A

### Q5 ( 1年ごとに申請しないと いけませんか? )

有効期間は1年なので、毎年更新する必要があります。更新がない場合は、制度が適用されず1割負担になりません。

### Q6 ( 発作は止まりましたが、薬は飲んで います。この制度を利用できますか? )

利用できます。再発予防のための通院医療も対象になります。

### Q7 ( 登録する医療機関や薬局を 変更できますか? )

できます。お住まいの市区町村の窓口で手続きを行ってください。転院する場合には、転院先を受診する前に変更の届け出をすることも可能です。



## Q8 (この制度を2か所以上の医療機関で 利用できませんか?)

原則1医療機関です。ただし、別の病院で専門の検査が必要な場合など、2か所の登録が認められる場合もあります。くわしくは市区町村の窓口へお問い合わせください。

## Q9 (ほかの制度と一緒に 使うことはできますか?)

できます。ご自身の症状や状況によって、精神障害者保健福祉手帳制度や障害年金など、複数の福祉制度の認定を受けることができますが、それぞれに申請を行う必要があります。同時に申請したり、一方の証書を利用したりすることで、手続きが簡略化できる場合がありますので、市区町村の窓口などでご相談ください。



## その他の制度

本冊子でご紹介した「自立支援医療制度」以外にも、症状や状況に応じて、てんかんのある人が利用できる福祉制度があります。代表的な制度として次の3つがあります。



1

### ➔ 高額療養費制度

1カ月の医療費が高額となった場合、一定の額を超えた医療費が、申請することで戻ってくる制度です。てんかん治療では、高度な入院検査を行ったとき、てんかん手術を行ったときなどが当てはまります。

申請は、国民健康保険の方は市区町村役場、社会保険の方は社会保険事務所、組合健康保険の方は組合健保に行います。



## → 精神障害者保健福祉手帳制度

てんかんを含む精神疾患のある人の福祉を目的とした制度です。てんかんは精神障害ではありませんが、国の制度としては精神障害者保健福祉手帳制度にふくまれています。税の優遇、公共交通機関など日常生活の援助などが受けられます。申請は市区町村が窓口となり、自立支援医療制度と同時に申請することができます。



## → 障害年金

身体の障害や精神の障害を負ったことによって、日常生活が困難になっている方に支払われる年金のことです。次のようなてんかんのある人が対象となります。

- 初診日に公的年金（国民年金、厚生年金のいずれか）に加入していること
- 一定以上の障害があること（障害等級1級～3級）
- 初診日から1年6カ月以上経っていること
- 初診日より前に一定期間、保険料を納付していること
- 65歳未満であること



その他にも年齢やお住まいの地域によって利用できる制度がありますので、くわしくは市区町村の窓口や、病院などのソーシャルワーカー、てんかん協会(表紙裏で紹介)などにお問い合わせください。



A series of horizontal dotted lines spanning the width of the page, intended for writing or drawing.





Daiichi-Sankyo

# 第一三共株式会社



# ユーシービージャパン株式会社

## 日本てんかん協会(波の会)のご紹介

日本てんかん協会(波の会)は、国際てんかん協会の日本支部として、日本を代表する当事者を中心とした組織です。協会では、病気のことや経済的な悩み、生活上の問題など、福祉制度に関する手続きの方法を含めて、てんかんに理解のある相談員が情報提供をいたします。お気軽にご相談ください。

相談専用  
ダイヤル

公益社団法人 日本てんかん協会

# 03-3232-3811

[月・水・金(平日のみ) 12:00~17:00]



P201907-047-01  
JP-DA-2400245

